

市 消 第 412 号
令和 7 年 9 月 1 日

消費生活事業者サポーター
ご担当者様

福岡市市民局生活安全部
消費生活センター所長

消費者啓発資料の情報提供について(依頼)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、本市消費者行政の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、消費者被害を未然に防止するために、国民生活センターが作成した啓発資料「見守り新鮮情報」、福岡県消費生活センターが作成した「ホットな消費者ニュース」について、下記のとおり送付させていただきます。

つきましては、貴社内での掲示、回覧など職員のみなさまへの情報提供にご活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

送付資料

- ・見守り新鮮情報 517 号
配線器具 その使い方、間違っていないか？正しく使って安全に
- ・見守り新鮮情報 518 号
地震や台風・・・停電復旧後の通電火災に注意
- ・ホットな消費者ニュース 2025 年 8 月 臨時増刊号
豪雨災害に便乗した悪質商法にご注意ください！！
- ・ホットな消費者ニュース 2025 年 9 月号
使っていないクレジットカード 年会費請求の落とし穴
クレジットカードショッピング枠の「現金化」は厳禁です！

(問い合わせ先)
市民局生活安全部消費生活センター
教育啓発係 宮木・松本
TEL:092-712-2929